

生活道路における物理的デバイス等検討委員会 設立趣旨書

平成25年の交通事故死者数は4,373人で昭和45年のピーク時と比較すると4分の1まで減少している。一方、総死者数の半数が歩行中並びに自転車乗車中に発生し、そのうち半数が自宅から約500m以内で発生するなど、歩行者等に対する交通安全対策が喫緊の課題となっている。

これまで、国土交通省は、警察庁、関係自治体等と連携して、生活空間について、平成21年3月に全国582地区のあんしん歩行エリアを指定し、交通安全対策を推進してきた。また、通学路について、平成24年度に実施した通学路における緊急合同点検の結果を踏まえ、通学路緊急合同点検を実施し必要な箇所の対策を実施するとともに、引き続きこれら通学路対策の継続的な実施を進めているところである。

しかし、これら交通安全対策を推進する上で、生活道路における速度抑制の効果を期待できるハンプ、狭窄等物理的デバイスの設置について、技術基準等標準対策が示されていないこと、合意形成が困難であること等の技術的課題が指摘されているところである。

については、①物理的デバイスの設計や計画にかかる技術的知見、②生活道路対策方法の選定、③物理的デバイス等の設置にかかる理解の促進について、専門的見地から審議を行うため、「生活道路における物理的デバイス等検討委員会」を開催する。